

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

平成30年8月14日火曜日 第3001号

◇ 目 次 ◇
告 示

委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更..............................(建築住宅課)...646

公 告

採石業務管理者試験の実施......(土木管理課)...646

告 示

### ○愛媛県告示第786号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成30年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社

神奈川県横浜市中区山下町22番地

- 2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
- (1) 変更前

名 称	事務所の所在地
東京御茶ノ水事 務所	東京都千代田区神田駿河台2丁目8番
省略	

#### (2) 変更後

名 称	事務所の所在地
東京御茶ノ水事 務所	東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地
省略	

3 変更年月日 平成30年9月3日

公 售

## ○公 告

## 採石業務管理者試験の実施について

採石法 (昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成30年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室(第二別館6階大会議室)

- 2 試験の日時
  - 平成30年10月12日(金)10時
- 3 受験願書の提出期間

平成30年9月7日(金)から18日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部土木管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局 建設部若しくは土木事務所

平成30年 8 月14日 発行 646